

【5月分】

飼養衛生管理基準自己点検をお願いします

報告期限：5月7日（火）

暖かくなってまいりましたが、5月までがハイリスクシーズンです。引き続き警戒をしましょう！

ウイルスの持込み防止の基本の7項目

- ・ 衛生管理区域に出入りする際の手指の消毒
- ・ 衛生管理区域専用の服、靴の着用
- ・ 衛生管理区域に入る車の消毒（タイヤ回りを重点的に）
- ・ 家きん舎に出入りする際の手指消毒
- ・ 家きん舎専用靴の着用
- ・ ネットや金網の設置、点検、補修
- ・ ねずみ、害虫対策

その他

近くのため池の水抜きや鳥よけ設置、樹木の剪定
家きん舎周囲の整理整頓、家きん舎等を石灰帯で囲む等
野鳥・野生動物対策についてそれぞれの農場で可能な限りお願いします！



滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052